

第2回 災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会

議 事 の 記 録

1 開催日時

平成28年9月27日（火） 14時00分から16時00分まで

2 開催場所

東京都港区三田二丁目1番8号

三田共用会議所 3階 第三特別会議室

3 出席者

（1）委員（五十音順、敬称略）

石井 弘一、岩崎 隆浩、大谷 英雄、菅野 浩一、小林 恭一、高橋 典之、田代 正則、
田村 裕之、鶴田 俊、長江 照夫、中嶋 利隆、中山 大樹、西野 圭太、沼田 明、柳下 朋広、
山口 克己

（2）オブザーバー（順不同、敬称略）

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 主査 溝渕 彰久
経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 電力安全課 課長補佐 古郡 靖
国土交通省 住宅局 市街地建築課 指導係長 渡邊 範久

4 配布資料

- | | |
|-------|---|
| 資料2-1 | 災害時非常用電源設備に係る実態調査の結果 |
| 資料2-2 | 実態調査の結果を踏まえた課題の整理 |
| 資料2-3 | 日本で開催された過去の国際大会における事例【非公表】 |
| 資料2-4 | リオオリンピック・パラリンピック競技大会の視察結果【非公表】 |
| 資料2-5 | 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における仮設発電施設及び仮設給油施設の計画【非公表】 |
| 資料2-6 | 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における仮設発電施設及び仮設給油施設の消防法令上の技術基準への適合性について【非公表】 |

- | | |
|---------|--|
| 参考資料2-1 | 第1回 災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会 議事の記録 |
| 参考資料2-2 | 災害時非常用電源設備の実態調査（消防庁通知） |
| 参考資料2-3 | 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成27年4月24日付け消防危第91号） |

5 議事

（1）災害時非常用電源設備の強化等に係る実態調査の結果を踏まえた課題の整理

資料2-1、資料2-2、参考資料2-2により事務局から説明が行われた。

質疑については以下のとおり。

【委員】非常用電源設備に設置される防火ダンパーの機能については、火災時にどのような機能が求められているか考慮する必要がある。キュービクル式の場合、設備が高温になり燃料が漏えいした場合であれば、例え重油であれ、それが気化して着火する可能性がある。イギリスでは、過去の事故事例を契機に 2003 年に基準が見直され、安全対策を講じることとされた。

【事務局】今後、日本内燃力発電設備協会の御協力をいただき、実態を確認しながら協議を進めていきたい。

【委員】資料 2－2 の非常用電源設備に係る実態調査の結果に踏まえた課題の整理の内容については、日本ビルディング協会連合会としても適切な内容であったと考える。一方、大規模災害の際には、事業継続性を確保する観点から、必要な電力を確保することが求められているのも事実であり、行政からこれに関連した指導を受けている実態もある。電力の確保にあっては、ビル関係者も苦慮しながら、さまざまな工夫をしており、隣接のビルから電力の供給を受ける例もある。金融関係にあっては、3 日～1 週間の事業継続性を求められているところである。今後も、管轄の消防本部と協議を進めていくうえで、より柔軟な対応をお願いしたい。

【委員】事業継続性の確保の観点から、危険物に係る規制の合理化の必要性を検討するとのことであったが、実態調査の結果、意見や要望は少ないことが分かった。今後も個々の課題の解決に向け、管轄の消防本部と協議を進めていただくこととなる。

防火ダンパーの件については、実態を調査し、検討していただきたい。

非常用電源設備をグレーチング上の構造物に設けることについては、強度や規模によって変わってくると思うので、これについても確認していただきたい。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における仮設発電施設及び仮設給油施設に係る課題の整理

資料 2－3、資料 2－4、資料 2－5、資料 2－6、参考資料 2－3 により委員、事務局から説明が行われた。

質疑については以下のとおり。

【委員】国内における過去の大会の際に、仮設給油施設が設置された事例はないと思われる。資料 2－5 の仮設給油施設のイメージは単純化されたものであるが、専用タンクを地上に設けること以外の項目、例えば防火塀や給油空地の性能等については、現行法令に適合できるものとし、専用タンクの部分についてのみ検討するということでよいか。

【委員】給油取扱所ではさまざまな規制が適用されることは認識しているが、現時点で全てを把握できていないわけではないので、今回は専用タンクの項目を主に資料を作成している。今後計画が具体化していく中で、現行法令への適合が困難なケースが出てくる可能性もあるため、過去の大会の事例を参考に柔軟な対応をお願いするかもしれないが、基本的に専用タンク以外の基準については、現行法令に則するよう検討していく。

【委員】水素自動車の導入もあるか。

【委員】大会期間中の水素自動車の導入は未だ決定していない。仮に水素自動車の導入があった場合でも、極めて限定的なものだと思われるため、水素充填用の専用施設が設置されることは想定していない。

【委員】水素自動車の導入について、進捗があれば情報提供していただきたい。

【委員】専用タンクを地上に設けることについては、事務局としては屋外タンク貯蔵所の基準に適合していればよいと考えているのか。

【事務局】専用タンクを屋外タンク貯蔵所として捉える場合は、当然、屋外タンク貯蔵所の基準が適用されることとなる。しかし、実際の仕様等が決定していないため、具体的な結論には至っていない。今回の資料については、現在計画されている内容で検討した場合に、最も類似した規制と比較したものである。

【委員】資料2-4について、仮設給油施設の写真を確認すると、燃料タンク間に溝が掘られているが、どのような理由か。

【委員】詳細については不明である。現地視察の際は、IOCのプログラムに参加し、視察の制約を受けたため、具体的な内容について聴取することができなかった。

【委員】燃料タンクの後方にも溝が掘られているため、これらの場所から燃料が流出しないように安全対策が講じられているのではないか。

このように、国際的な基準がないというのも事実ではあるが、燃料の流出対策や給油空地の舗装等、各国で本来講ずべき安全対策が施されており、諸外国での事例を、単純に国内で適用するわけにもいかない。国内で適用する以上は、具体的な仕様を加味し、これに対する思想を説明できるようにしなければならない。

また、燃料流出の確認の為だと思われるが、燃料タンクの下部には空間が設けられていたり、燃料タンク1機分の容量を賄える防油堤が設けられていること等、リオ大会においても当該国内の基準が適正に施されているものと思われる。しかし、燃料タンクを繋ぐ配管が接続されている部分については、地震対策は施されていないと思われるため、国内において適用する場合は、地盤状況や地震対策を考慮した上で検討する必要がある。

【委員】ポンプ設備についても防油堤が設けられ、電源盤も高い位置に設置されている。これらのことから、リオ大会の際にも厳しい基準が適用されていたのではないかと思われる。リオではエタノールを含有する燃料が使用されていたため、リオを視察する際には、エタノールの内容を考慮し調査する必要がある。

【事務局】消防庁が行う現地調査はリオではなく、ロンドンを予定している。

今後、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京オリパラ組織委員会」という。）でリオ大会へ視察に行かれた方から、現地担当者の連絡先を聴取し、必要なことを確認していきたい。

【委員】仮設発電施設の計画について、移動貯蔵タンクから仮設発電機へ直接燃料を供給するパターンがあるが、仮設発電機の稼働中に実施するものか。

【委員】現行法令上、発電機の運転中に燃料を供給してはならないという規制は見受けられないが、自動車への給油と同等の措置が必要な場合は、考え方を整理する必要があると考える。

【委員】危険物施設の風下に重要な施設を配置しないように考慮する必要がある。

【委員】ISOコンテナの具体的な基準を次回の検討会で示していただきたい。

【事務局】事務局と東京オリパラ組織委員会と協力し、準備する。

(3) その他

【事務局】次回開催予定は、平成28年12月又は来年1月中を予定している。

以上